

工場立地法 緑地面積率等の見直しを行いました！

野洲市では、企業の工場敷地の有効利用、立地促進を図るため、「野洲市工場立地法準則条例」を施行し、緑地面積率等の見直しを実施しました。

また、「野洲市特定工場緑化に関する要綱」を施行し、工場立地法の対象となる特定工場周辺の生活環境に配慮した緑地整備を行うこととします。

条例及び要綱の内容

「野洲市工場立地法準則条例(平成30年12月27日施行)」により、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域において、工場の敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率の見直しを実施しました。

工場立地法		野洲市工場立地法準則条例			
	市内全域	第1種 (住居・商業)	第2種 (準工業)	第3種 (工業・工業専用)	第4種 (市街化調整)
緑地面積率	20%以上	20%以上	10%以上	10%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	25%以上	15%以上	15%以上	15%以上
重複緑地の算入率	敷地面積 × 緑地面積率 × 25%以内	敷地面積 × 緑地面積率 × 25%以内			

「野洲市特定工場緑化に関する要綱(平成30年12月27日施行)」により、工場立地法に基づく新設・変更届出をする者を対象として、以下の内容で特定工場周辺の生活環境に配慮した緑地整備を行うこととします。

当該特定工場と住宅、教育施設、医療機関等が近接する部分に配置される緑地を、植栽時で高さ1.5メートル以上、枝幅0.3メートル以上の樹木による緑地とし、面的な緑地の確保と同時に量的な緑地の確保を図る。

緑地の整備等の内容について、特定工場周辺の生活環境への配慮に関する計画書により市長に提出しなければならない。

届出に当たり、当該特定工場周辺の生活環境の保全について、周辺地域からの意見を聴き、当該特定工場における質の高い緑地整備に活用するものとする。